

社会福祉法人 都賀の里 ひばり野学園 指定短期入所事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 都賀の里が設置する障害者支援施設 ひばり野学園（以下「事業所」という。）において障害者総合支援法（平成17年法第123号。以下「法」という。）に基づく指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当っては、利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 前4項のほか、「**栃木市指定障がい福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例**」（令和6年栃木市条例第5号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ひばり野学園
- (2) 所在地 栃木県栃木市都賀町臼久保 298 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名（兼務）以上

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 看護職員 1名（兼務）以上

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(4) 生活支援員 12名以上（兼務）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(5) 栄養士 1名（兼務）

栄養士は献立を作成し、利用者の栄養管理を行う。

(6) 事務職員 2名（兼務）

事務職員は、事業所に必要な事務を行う。

（主たる対象とする障害の種別）

第5条 事業所の主たる対象は、知的障害者とする。

（短期入所の定員）

第6条 事業所の短期入所定員は 4名とする。

2 前項の規定にかかわらず、3ヶ月間は平均実利用者人員が定員を超えて一定の範囲であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

（短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額）

第7条 事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合は利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 送迎サービス

2 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要する交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道20キロメートル未満 500円
- (2) 事業所から片道20キロメートル以上 500円に1km毎20円を加算した額

3 事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

- (1) 食事の提供 350円
- (2) 光熱水費 330円
- (3) 日用品費 必要に応じ実費
- (4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 第2項から第3項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者に

対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意（記名捺印）を受けるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、栃木市、壬生町の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（利用者負担額等に係る管理）

第9条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、指定障害者支援施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

（1）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、短期入所の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所に置いて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、短期入所の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業所における虐待の防止のための措置に関する内容は第2項から第7項のとおりとし、効果的な対応を図るため、虐待防止責任者に施設長を当て、虐待の未然の防止に努める。また、適切に実施するための担当者をおく。

- 2 虐待防止責任者は、虐待を未然に防止するため、職員の人権意識、知識や技術の向上のため必要な措置を講ずる。
- 3 事業所における障害者（児）虐待を未然に防止するため、虐待防止委員会を設置し、職員等に啓発のための継続的な研修を実施し、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図る。
- 4 成年後見制度を活用して判断能力の乏しい利用者であって、自ら権利を擁護することに困難を抱える利用者について身上監護などを通して利用者の権利擁護に努める。
- 5 第17条に規定する苦情解決の体制により虐待防止のための措置を講ずるものとする。
- 6 虐待の防止を啓発・普及するための研修を第19条第1項のとおり実施し、普段から職員の人権意識を高め併せて資質の向上を図る。
- 7 虐待の事実を発見したときは、虐待防止委員会を開催し関係機関に速やかに通報するとともに、関係機関と連携し、虐待を受けた利用者やその家族への支援を行い再発防止の措置を講ずる。

(苦情解決)

第17条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(会計の区分)

第18条 事業所は、実施する短期入所の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

6 事業所は、地域で障害者やその家族が安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点として必要な支援（緊急短期入所）を行う。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人都賀の里理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

平成21年 4月 1日改定

平成22年 4月 1日改定

平成27年 3月21日改定

令和 6年 7月 1日改定

令和 6年12月 1日改定